

資料 3. 新しい世界銀行の環境影響評価指令

(環境庁仮訳)

世界銀行業務マニュアル 環境アセスメント

1999 年 1 月

OP4.01 銀行の政策：環境アセスメント

- Annex A 定義
- Annex B カテゴリー A 案件のための環境アセスメント報告書の内容
- Annex C 環境管理計画

BP4.01 銀行の手続き：環境アセスメント

- Annex A 国際復興開発銀行 / 国際開発協会貸付プログラム案件のための環境データシート
- Annex B ダム及び貯水池に関する案件への EA の適用
- Annex C 害虫管理に関連する案件への EA の適用

GP4.01 模範的声明：環境アセスメント

- Annex A EA のための潜在的な問題チェックリスト
- Annex B 案件の種類と典型的環境分類

これらの文書の原文は、世界銀行のサイト (<http://www.worldbank.org/>) より入手できる。

環境に関する見直し (世界銀行による説明資料)

これらの政策は世界銀行職員が使用するために作成されたもので、必ずしも主題の完全な扱いとは限らない。

環境アセスメント

記：OP、BP、および GP 4.01 は連帯して、OMS 2.36 「世界銀行業務の環境的側面」、OD 4.00 付則 A 「環境アセスメント」、OD 4.00 付則 B 「ダムおよび貯水池に関する案件のための環境政策」、OD 4.01 「環境アセスメント」、および次に挙げる業務覚書、すなわち「環境アセスメント：被影響集団・関連地域の NGO と借入人が行う協議の取扱いに関する世界銀行職員への指示」(4/10/90)、「環境アセスメント：環境アセスメントの理事への公開に関する世界銀行職員への指示」(11/21/90)、および「環境アセスメントの理事への公開」(2/20/91)、に置き換わる。この声明に関連する追加情報は、「環境アセスメントソースブック」(Washington, D.C.: 世界銀行発行 1991)、環境セクター評議会より順次入手可能となるソースブック最新情報、および「汚染防止・削減ハンドブック」に記載されている。環境関連の世界銀行声明文書には、他にも OP/BP/GP 4.02 「環境行動計画」、GP 4.03 「農業害虫管理」、OP/BP/GP 4.04 「自然生息地」、OP 4.07 「水資源管理」、OP 4.11 「世界銀行融資案件における文化遺産の保護」(近日発表)、OP/BP 4.12 「強制移住」(近日発表)、OP/GP 4.36 「山林管理」、OP/BP 10.04 「投資業務の経済評価」、および OP 4.20 「先住民族」が挙げられる。本 OP および BP は、案件情報書類(PID)が初めて 1999 年 3 月 1 日以降に発行される全ての案件に、適用される。問い合わせは環境セクター評議会議長によって受け付けられる。

1. 世界銀行¹は、世界銀行による融資を希望して提出された案件が、環境面において安全で持続可能であることを保証し、それによって、案件に対してより適切な意思決定を行うために、案件の環境アセスメント(EA)を義務づける。

2. EA とは、その分析の範囲、綿密さ、種類が、提出案件の性質、規模、そして案件が環境へ与え得る影響に依って決定されるような手続である。EA は案件の影響範囲内における潜在的な環境リスクと環境への影響を評価し²、案件代替案を検討し、案件の選択・位置設定・計画・設計・実行を改善する方法を、環境に与える悪影響を予防、最小化、緩和もしくは補償しつつ好影響を高めることによって、見出し、案件実行全般を通して環境への悪影響を緩和および管理する手順を明示する。世界銀行は、実行可能な範囲で、緩和策又は補償策よりも、予防策を奨励する。

3. EA は自然環境(大気、水、陸地)、人類の健康と安全、社会的関心(強制移住、先住

民族、文化遺産)³および越境または地球規模環境問題⁴を考慮の対象とする。EAは自然および社会的関心を統合的に考える。EAはまた、国家環境調査の所見、全国環境行動計画、国家の全体的な政策枠組み、国家の法規、環境および社会的関心事に対する制度面からの対応能力、関連国際条約・協定の下での案件活動に関連する国家の義務等の条件が、それぞれの案件および国家により異なることを考慮する。EAにおいて、案件活動がそのような国家の義務と対立すると判断された場合、世界銀行は、その案件への融資を行わない。EAは、案件処理の出来るだけ早い段階から開始され、提案案件の経済的、財政的、制度的、社会的、および技術的分析との密接な調和が図られる。

4. EAは借入人が責任を持って実施する。カテゴリ-A案件⁵について、借入人は、EA実行のために、案件に無関係の独立したEA専門家を雇用する⁶。カテゴリ-A案件の中でも特にリスクが高い案件、論議を呼ぶ案件、又は環境に関する懸念が深刻で多方面に渡る案件の場合、借入人は通常、国際的に認められ、独立した環境専門家に諮問委員を依頼し、EAに関係する当該案件の全側面について、助言を受けるべきである⁷。諮問委員の役割は、世界銀行が案件を考慮し始めた時点での、案件準備の進捗状況、並びにすでに行われたあらゆるEA作業の質と対象範囲に依る。

5. 世界銀行は、自身のEA要件について、借入人を指導する。世界銀行は、EAの所見と勧告を見直し、それらが世界銀行の融資へ向けて案件の手続きを進めるのに適切な基盤を提供しているかどうか判断する。世界銀行が案件に関与する以前にEAが借入人によって完遂または部分的に遂行されていた場合、世界銀行は、EAを見直しそれが本政策と一貫していることを確認する。世界銀行は、公開協議や情報公開をはじめとするEA作業の追加を、適宜要求することがある。

6. 『汚染防止・削減ハンドブック』には、汚染の予防・削減策、および世界銀行が一般的に許容できる排出水準が、記載されている。しかしEAは、借入国の法令、並びにその地方特有の条件を考慮した上で、その案件のための排出水準や汚染防止・緩和対策への代替案を勧告してもよい。特定の案件又は現場のために選定された排出水準や対策案についての正当性は、EA報告書の中に完全かつ詳細に明示されなければならない。

EA 文書

7. 世界銀行のEA要件を満たすために用いられる文書は、案件に応じて、環境影響評価(EIA)、地域的EA、セクターEA、環境監査、有害性またはリスクアセスメント、および環境管理計画(EMP)がある⁸。EAには、これらの中から1つ以上の文書が、またはそれらの要素が、必要に応じて用いられる。案件の影響が、おそらくセクター的または地域的な広がりを持つ場合は、セクターEAまたは地域的EAが必要である⁹。

環境審査

8. 世界銀行は、各提出案件について環境審査を実施し、その案件に適切なEAの種類、並

びに範囲を定める。案件は、その種別、位置、微妙さ、および案件が環境へ与える影響の性質・程度によって、4つのカテゴリーに分類される。

- a) カテゴリーA：案件が環境に著しく悪影響を与え、その影響が微妙であったり¹⁰、多岐にわたっていたり、先例が示されていないと考えられる場合、その案件は、カテゴリーAに分類される。影響は、物理的に作業が行われる施設または現場よりも広範囲に及ぶ可能性がある。カテゴリーA案件のEAは、案件が環境に与え得る好・悪両影響を調査し、それらを有効代替案（「案件を実施しない場合」を含む）が与える影響と比較し、悪影響を回避、最小化、緩和、もしくは補償し、案件の環境に対する性能を向上するために必要とされるあらゆる方策を勧告する。カテゴリーA案件に関する報告書は、借入人が責任を持って作成する。報告書は一般的に「環境影響評価報告書（EIA）」（もしくは、適切に包括された地域的EAまたはセクターEA）の形式をとり、必要に応じて、そこへ第7パラグラフで挙げた他文書の要素が組み込まれる。
- b) カテゴリーB：案件が人類または環境面から重要とされる地域（湿地、森林、牧草地および他の自然生息地を含む）へ与え得る悪影響が、カテゴリーA案件より小さいと考えられる場合、その案件は、カテゴリーBに分類される。影響は、現場に特定されたもので、不可逆であると認められるものはほとんどなく、またほとんどの場合において、緩和策がカテゴリーA案件の場合に比べてたやすく考案される。カテゴリーB案件のEAの範囲は、案件によって差異があるものの、カテゴリーA案件のEAより狭い。カテゴリーB案件のEAは、カテゴリーA EAと同様、案件が環境へ与える好・悪両影響を調査し、悪影響を回避、最小化、緩和、または補償し、環境に対する性能を向上させるために必要なあらゆる方策を勧告する。カテゴリーB EAの調査結果は、案件書類（「案件審査書類（PAD）」および「案件情報書類（PID）」）に記述される¹¹。
- c) カテゴリーC：案件の環境への悪影響が最小限もしくは全く存在しないと考えられる場合、その案件は、カテゴリーCに分類される。カテゴリーC案件については、環境審査以上のEA行動は必要とされない。
- d) カテゴリーFI：案件への世界銀行による融資が、金融仲介者を通してサブプロジェクトに対して行われ、そのサブプロジェクトが環境に悪影響を及ぼす可能性がある場合、その案件は、カテゴリーFIに分類される。

特殊案件に関する EA

セクター投資貸付

9. セクター投資貸付金（SILs）¹²については、各提出サブプロジェクトの準備期間中に、案件調整団体または実施機関が、国家の規定および本政策の要件に従って、適切な EA を実行する¹³。世界銀行は、調整団体または実施機関が（a）サブプロジェクトの審査、（b）EA 実行に必要な技術の調達、（c）各サブプロジェクトについての EA の所見と結果の見直し、（d）緩和策（適切とされる場合は EMP も含む）実施の保証、および（e）案件実施中の環境条件のモニタリング、に必要な能力を持ち合わせているかどうか審査し、必要ならば、SIL の項目に、そういった能力の強化を盛り込む¹⁴。現状の能力が EA 遂行に十分でない、と世界銀行によって判断された場合、全ての 카테고리-A サブプロジェクトおよび適当とされる 카테고리-B サブプロジェクト 全ての EA 報告書を含む は、世銀による優先的な見直しと承認の対象となる。

セクター調整貸付

10. セクター調整貸付金（SECALs）は、本政策の要件に従う。SECAL に関する EA は、その貸付金の下で計画された政策や制度的・法規的行動が環境に与え得る影響を評価する¹⁵。

金融仲介者貸付

11. 金融仲介者（FI）業務について、世界銀行は「各 FI が、提出サブプロジェクトの審査を行い、また副借入人による各サブプロジェクトの適切な EA 実施を、保証しなければならない」と定めている。案件を承認する前に、FI は、サブプロジェクトが当該国家もしくは地方当局の環境要件を満たし、かつ本 OP 並びにその他関連する世界銀行の環境政策と一貫していることを（独自の職員、外部専門家、または既存の環境団体を通じて）確認する¹⁶。

12. 提出された FI 活動を審査する際、世界銀行は、国家の環境要件のうち案件に関係する事項の妥当性、およびサブプロジェクトのために提案された EA 協定を見直す。このとき、環境審査並びに EA 結果報告に関する手順と責務も、見直しの対象に含まれる。必要な場合には、世界銀行は、案件が EA 協定を強化するための項目を含むことを保証する。カテゴリ-A サブプロジェクトを有すると見込まれる FI 活動については、世界銀行の審査以前に、各関係 FI は、そのサブプロジェクト EA 作業のための制度機構を評価し（制度的能力の強化が必要な際は、その方策の確認も含む）世界銀行へ文書で提出する¹⁷。現状の制度的能力が EA 遂行に十分でないと世界銀行によって判断された場合、全ての 카테고리-A サブプロジェクトおよび適当とされる 카테고리-B サブプロジェクト EA 報告書を含む は、世銀による優先的な見直しと承認の対象となる¹⁸。

緊急復興案件

13. OP4.01 が提示する政策は、通常 OP8.50「緊急復興援助」の下で扱われる緊急復興案件に適用される。しかし、本政策の遵守が緊急復興案件の目的の効果的かつ時宜を得た達

成の妨げになる場合は、世界銀行は、その案件を本政策が定める要件から免除することが出来る。そのような免除の正当性は、貸付書類に記録される。しかし、いかなる時も次の2点は最低限遂行されなければならない。その2点とは、(a) 緊急復興案件準備の一環として、環境面で不適切な行為がどの程度非常事態を促進し、悪化させたか測定すること、(b) あらゆる必要修正案が緊急案件または将来における貸付業務の中に組み込まれること、である。

制度的能力

14. 提出案件の EA に関連する重要な任務を遂行するために必要な法的または技術的能力 (EA 報告、環境モニタリング、検査、緩和策の管理等) を借入国が保持しない場合、案件は、そのような能力を強化するための項目を含む。

公開協議

15. 国際復興開発銀行または国際開発協会による融資を希望して提出された全てのカテゴリ-A および B 案件について、EA 処理中に、借入人は、案件が影響を及ぼす集団 (以下、被影響集団) および地域の NGO (NGOs) に、案件の環境面に関する意見を聞き、それら集団・団体の見解を考慮する¹⁹。借入人は、このような協議を出来るだけ早く開始する。カテゴリ-A 案件の場合、借入人は、これらの団体と a) 環境審査の直後で、EA 実施要領が最終決定される前、および b) EA 報告書草稿が作成された時点、の少なくとも2回は協議する。さらに、案件実施期間を通じて、それら団体に影響を与えるような EA 関連事項の処理に関して、借入人は、必要に応じて団体と協議を行う²⁰。

情報公開

16. 国際復興開発銀行または国際開発協会による融資を希望して提出された全てのカテゴリ-A および B 案件に関して、借入人と被影響集団・地域の NGO が行う協議を、有意義なものにするため、借入人は、協議の前に時宜を得て関連資料を提供する。資料は、協議に立ち合う集団・団体が理解および入手可能な形式・言語で、準備されている。

17. カテゴリ-A 案件について、初回協議に向けて借入人は、提出案件の目的、説明および潜在的な影響についての概要を提供する。EA 報告書草稿が準備された後の協議に向けては、EA 結果の概要を提供する。さらに、カテゴリ-A 案件については、借入人は EA 報告書草稿を被影響集団や地域の NGO が利用しやすい公共の場にて入手できるようにしておく。セクター投資貸付金 (SILs) 並びに FI 活動については、借入人 / FI が、カテゴリ-A サブプロジェクトの EA 報告書が被影響集団や地域の NGO が利用しやすい公共の場にて入手可能であることを保証する。

18. 融資を求めるカテゴリ-B 案件の独立した EA 報告書は、被影響集団および地域の NGO にとって入手可能である。国際復興開発銀行または国際開発協会による融資を希望するカ

テグリーA 案件、並びに国際開発協会の融資を求めるカテゴリーB 案件については、その EA 報告書が、借入国内で公開されており、世界銀行に正式に受領されていることが、世界銀行による案件審査の必須条件である。

19. 借入人がカテゴリーA EA 報告書の世界銀行に正式に提出すると、その概要（英文）は各国理事に配布され、報告書は InfoShop を通じて入手可能となる²¹。世界銀行が世界銀行 InfoShop を通じて EA 報告書を公開することに、借入人が反対した場合、世界銀行職員は以下のいずれかの行為をとる。a) 国際開発協会案件に関しては、その案件処理手続を中断する。b) 国際復興開発銀行案件に関しては、更なる処理に関する問題を各国理事に提出する。

実施

20. 案件実施期間中、借入国は、(a) EA 報告書の結果に基づいて借入国と世界銀行が同意した方策が、案件書類の中に提示された環境管理計画（EMP）の実施も含めて、遵守されているか、(b) 緩和策の状況、(c) モニタリング結果、を報告する。世界銀行による案件の環境面の管理は、法的同意書、EMP、または他の案件書類中に示された方策をはじめとする EA による結果と勧告に基づいて行われる²²。

¹ 「世界銀行」には「国際開発協会(IDA)」も含まれる。「貸付金」には「信用取引」も含まれる。「借入人」には、保証業務の場合、世界銀行の保証付き貸付金を他の金融機関から受け取っている案件後援者(民間または政府)も含まれる。「案件」とは世界銀行の貸付金または保証による融資を受ける業務のうち、構造調整貸付金並びに負債および負債利子支払業務を除いた、全ての業務を指す。(構造調整貸付金に関する環境要件は近日発表される OP/BP 8.60 「調整貸付」の中に定められている。)また、融通貸付 融通計画貸付金 (APLs) および学習と革新のための貸付金 (LILs) による案件と、地球環境ファシリティの融資を受ける案件や案件項目も含まれる。案件については、貸付金/担保協定の付則 2 に説明されている。本政策は、財源に関わらず案件の全ての項目に適用される。

² 定義については、添付書類 A を参照。案件の影響地域は、環境専門家の助言をもとに決定され、EA 実施要領に定められる。

³ OP/BP/GP 4.12 「強制移住」(近日発表)、OD 4.20 「先住民族」、および OP 4.11 「世界銀行融資案件における文化遺産の保護」(近日発表)参照。

⁴ 地球規模環境問題には、気候変動、オゾン破壊物質、公海の汚染、および生態系への悪影響が含まれる。

⁵ 審査については、第 8 パラグラフ参照。

⁶ (a) 案件の選定・位置設定・計画決定の際に環境への配慮が適切になされていること、および (b) EA が案件処理を遅延させないこと、を保証するために、EA は、案件の経済的、財政的、制度的、社会的、および技術的分析と密接に調和している。しかし、個人または団体が EA 活動を実施する場合、借入人は、関心の衝突が避けられるよう、保証するべきである。例えば、独立した EA が要求されているとき、EA 活動は、技術的設計を担当しているコンサルタントによって行われるべきではない。

⁷ 諮問委員 (OP/BP 4.37 「ダム安全」によって命じられたダム安全委員とは異なる) は、借入人に対し、特に次の事項に関して助言を与える。(a) EA 委任条件、(b) EA 準備のための手法と重要課題、(c) EA による所見と勧告、(d) EA による勧告の実行、および (e) 環境管理能力の開発。

⁸ これらの用語は、添付書類 A に定義されている。添付書類 B および C には、EA 報告書および環境管理計画の内容について記述されている。

⁹ セクターEA および地域的 EA の使用に関する手引きは、「環境アセスメントソースブック最新情報」第 4 号お

よび第15号に記載。

¹⁰ 環境に与える影響が不可逆的と考えられる時（主要な自然生息地の消失につながる等）や、OP 4.20「先住民族」、OP 4.04「自然生息地」、OP 4.11「世界銀行融資案件における文化遺産の保護」（近日発表）、またはOP 4.12「強制移住」（近日発表）に関わる問題を引き起こすと考えられる時、その影響は「微妙である」と見なされる。

¹¹ 認識された環境問題に特別な注意が払われるべきだ、と審査課程において、または国家法規によって決定された場合、カテゴリーB EAの結果は、独立した報告書として提出されることもある。報告書は、例えば制限付環境影響評価、環境緩和または管理計画、環境監査、有害性評価などを含むことが出来るが、これは案件の種類や、影響の性質・規模に左右される。環境面で「微妙な」地域外でのカテゴリーB案件や、スコープが狭く、明確に定義・解釈されているカテゴリーB案件については、世界銀行は、EA要件が他の方法によって達成されることを認めている。他の方法の例を挙げると、環境面を配慮した設計基準、用地決定基準、小規模工業施設または農作業に関わる汚染基準、環境面を配慮した用地決定基準、建設基準、住居計画の検査手順、環境面を配慮した道路再建に関する作業手順、等がある。

¹² セクター投資貸付金は通常、年次投資計画の準備・実行、もしくは案件の進行課程において、時間的に区切られサブプロジェクト化された活動に關与する。

¹³ 更に、個別のサブプロジェクトEAでは扱いきれないセクター的広がりを持った問題が存在する場合(特に、セクター投資貸付金がカテゴリーAサブプロジェクトを含む可能性が高い場合)は、世界銀行がセクター投資貸付金を審査する前に、借入人によるセクターEAの実施が求められることがある。

¹⁴ 法的規定または世界銀行が容認する契約的協定に従って、これらの見直し作業のどれかが調整団体または実施機関以外の団体によって実行された場合、世界銀行は、そのような代替策について審査する。しかし、最終的に責任を持って、サブプロジェクトが世界銀行の定める要件を満たしている、と保証するのは借入人/調整団体/実施機関である。

¹⁵ その様なアセスメントを必要とする活動の例としては、環境面で「微妙な」事業の私有化、重要な自然生息地を含む地域の土地保有権の移行、農業・材木・石油といった商品の相対的価格変動、等がある。

¹⁶ FI業務に関する要件は、EA手続きより得られたもので、本OP第6パラグラフに示される要件と一貫している。EA手続きでは、考えられている財政の種類、予期されるサブプロジェクトの性質・規模、およびサブプロジェクトが位置する行政区域で適用されている環境要件が考慮される。

¹⁷ 審査後に案件に含まることになった金融仲介者は、その参加条件と同等の要件に従う。

¹⁸ カテゴリーBサブプロジェクトの優先的な見直しに関する基準は、案件の法的協定に明示される。その基準は、サブプロジェクトの種類・規模や金融仲介者のEA能力といった要因に基づく。

¹⁹ 世界銀行のNGOへの働きかけについては、GP 14.70「NGOの世界銀行が支援する活動への関与」を参照。

²⁰ 主要な社会的項目を持つ案件については、他の世界銀行政策 例えばOD 4.20「先住民族」やOP/BP 4.12「強制移住」（近日発表）によっても協議が義務付けられている。

²¹ 世界銀行の情報公開手続に関する更なる論議については、「情報公開に関する世界銀行の方針」(1994年3月)およびBP 17.50「業務情報の公開」を参照。移住計画と先住民族発展計画に関する情報公開に特定の要件は、OP/BP 4.12「強制移住」（近日発表）、およびまもなく改正されるOD 4.20「先住民族」で規定されている。

²² OP/BP 13.05「案件管理」(近日発表)参照。

これらの政策は世界銀行職員が使用するために作成されたもので、必ずしも主題の完全な扱いとは限らない。

定義

1. **環境監査**: 既存施設における、環境的に重要な地域全ての性質と範囲を決定する文書。監査は、重要な地域（での問題）に対して、適切な緩和策を見極め、その対策の正当性を示す。また、対策の経費を積算し、その実施日程を提案する。案件によって、EA 報告書は、環境監査のみで構成される場合もあれば、監査は EA 書類の一部であるという場合もある。

2. **環境影響評価(EIA)**: 提出案件が環境に与える影響を評価し、代替案を検討し、そして適切な緩和・管理・モニタリング方法を設計するための文書。案件およびサブプロジェクトは、地域的 EA またはセクターEA で取り扱われていない重要な関心事を扱うために、EIA を必要とする。

3. **環境管理計画 (EMP)**: (a) 環境への悪影響を除去または相殺する、あるいは許容レベルまで減少させるために、案件の実施・運営中にとられるべき方策、および (b) それらの方策を実施するのに必要な行動、について詳細に述べた文書。環境管理計画は、(他に使用されている文書に関わらず) カテゴリーA EA にとって不可欠な部分である。カテゴリーB 案件の EA も、環境管理計画としてまとめられることがある。

4. **有害性アセスメント**: 案件現場に存在する危険な物質や条件に伴う有害性を見極め、分析し、管理するための文書。可燃性、爆発性、反応性、または毒性物質に関与する案件について、案件現場にそれらの物質がある閾レベル以上に存在する時、世界銀行は、その案件についての有害性アセスメントを要求する。案件によって EA 報告書は、有害性アセスメントのみで構成される場合もあれば、有害性アセスメントは EA 書類の一部であるという場合もある。

5. **案件の影響地域**: 案件による影響を受ける可能性の高い地域。送電用地帯、パイプライン、運河、トンネル、移転道路、アクセス道路、借地、処分地、建設作業用野営地といった、案件に付随する施設、および案件に誘引されて生じた計画外の開発（自然発生的な開拓、伐木、アクセス道路沿いの農業の移行等）によって影響を受ける地域も全て含まれる。影響地域の例としては、(a) 案件が位置する流域、(b) 影響を受ける河口または

沿岸地域、(c)移住または補償のために必要な計画用地外(off site)の土地、(d)空気域(煙や埃といった風媒汚染物質の影響地域からの出入りが認められる空域等)、(e)人類、野生生物、魚類の移動経路、特に公衆衛生、経済活動、または環境保護に関係する地域、(f)生計活動(狩猟、釣り、放牧、収穫、農業等)に使用されている地域、および宗教的または慣習に基づく儀式的な目的のために使用されている地域、等が挙げられる。

6. **地域的EA:** 特定の戦略、政策、計画、または実施計画に伴う環境問題および影響、またはある特定地域(ある都市部、流域、沿岸地帯等)における一連の案件に伴う環境問題と影響を調査する文書。この文書は更に、その影響を代替案の与える影響と比較・評価し、その問題と影響に関連する法的および制度的側面についての評価を行い、地域の環境管理を強化するための幅広い方策を提案する。地域的EAは、多数の活動による累積影響に特別な注意を払う。

7. **リスクアセスメント:** 案件現場に存在する危険な物質や条件によっておこる危害の確率を推定するための文書。リスクは、潜在する危害が実現される可能性とその重要性を表す。従って、有害性アセスメントは、しばしばリスクアセスメントに先行して実施される。または、両アセスメントが一つの調査として行われる。リスクアセスメントは、柔軟性のある分析方法で、潜在的に危険な活動や特定の条件下でリスクを伴うかもしれない物質についての科学的情報を分析・整理するための、系統的なアプローチである。世界銀行は、有害物質および廃棄物の取扱い・保管・廃棄に関する案件、ダム建設に関する案件、または地震活動やその他の天災の影響を受けやすい地域での大規模な建設活動に関する案件に対して、リスクアセスメントの実施を常に要求している。案件によって、EA報告書は、リスクアセスメントのみで構成される場合もあれば、リスクアセスメントはEA書類の一部であるという場合もある。

8. **セクターEA:** 特定の戦略、政策、計画、実施計画に伴う環境問題と影響、またはある特定のセクター(電力、輸送、農業等)のための一連の案件に伴う環境問題と影響を調査する文書。この文書は更に、その影響を代替案の与える影響と比較・評価し、その問題と影響に関連する法的および制度的側面についての評価を行い、更にセクター内の環境管理を強化するための幅広い方策を提案する。セクターEAは、多数の活動による累積影響に特別な注意を払う。

これらの政策は世界銀行職員が使用するために作成されたもので、必ずしも主題の完全な扱いとは限らない。

カテゴリーA 案件のための環境アセスメント報告書の内容

1. カテゴリーA 案件のための環境アセスメント報告書¹は、案件に関わる重要な環境問題に焦点を合わせている。報告書の範囲および緻密度は、その案件が与える影響に比例すべきである。世界銀行に提出される報告書は、英語、フランス語、またはスペイン語で作成され、概要は英文で作成される。
2. EA 報告書は以下の項目を含む。(順不同)
 - (a) **概要**. 重要な結果と推奨される行動について、簡潔に述べる。
 - (b) **政策的、法的、および行政的枠組み**. EA が実施された状況の政策的、法的、および行政的枠組みを述べる。共同融資者の環境要件を説明する。当該国が参加する国際環境協定について案件に関係するものを記述する。
 - (c) **案件の記述**. 提出案件、およびその地理的、生態学的、社会的、時間的背景を簡潔に記述する。案件現場外で必要となり得る投資(専用パイプライン、アクセス道路、発電所、給水設備、住宅、原材料および製品保管施設等)についての記述も全て含まれる。移住計画または先住民族発展計画の必要性を明らかにする²。(下記(h)、(v)も参照。)通常、案件現場と案件の影響範囲を示す地図を含む。
 - (d) **基底情報**. 調査範囲の広がり进行评估し、関連する物理的、生物学的、また社会経済的条件を記述する。案件が開始する前から予期されている変化も記述に含む。また案件範囲内での、しかし案件とは直接関係のない、現在進行中及び提案中の開発行為も考慮にいれる。ここで与えられる情報は案件の位置、設計、運営、および緩和策に関する決定に関わるものであるべきである。数値の正確さ、信頼度、および情報源についても、この節に記される。
 - (e) **環境への影響**. 案件が与える好影響と悪影響を、出来る限り定量的に予測し評価する。緩和策、および緩和策実施後も残存した悪影響を同定する。環境を向上させる機会を探る。入手可能な情報の範囲並びにその質、重要な情報の欠落、

および予測値に伴う不確定性、を認知、評価する。また、それ以上の配慮を必要としない項目を特定する。

- (f) **代替案の分析³**。提案案件の位置、技術、設計、運営についての有効代替案を「案件を実施しない」案を含む。それぞれの代替案が環境に与える影響、その影響の緩和可能性、初期および経常経費、地域条件への適合性、および代替案が必要とする制度的条件・研修・モニタリングの必要性、に関して、系統的に比較する。各代替案について、環境への影響を可能な限り定量化し、有効な場合は経済評価も添える。特定の案件設計案を選択する根拠を明記し、望ましい排出レベルおよび汚染防止・削減策の正当性を示す。
- (g) **環境管理計画 (EMP)**。緩和策、モニタリング、および制度の強化を扱う。OP 4.01, Annex C 中の概要を参照。
- (h) **添付書類**。
 - (i) EA 報告書作成者リスト 個人並びに機関。
 - (ii) 参考文献 文書 既出版・未出版含む。予備調査に使用されたもの。
 - (iii) 機関間打合せおよび協議会の記録。影響を受ける人々並びに地元の非政府団体 (NGOs) がもつ、情報に基づく見解を得るために行われた協議会の記録も含む。協議会 (実地調査) 以外の方法で影響を受ける人々並びに非政府団体の見解を得た場合にはその方法も記録につけられる。
 - (iv) 参照されるべき、もしくは本文中に概要が載せられた関連情報を示す表。
 - (v) 関係報告書のリスト (移住計画、先住民族発展計画等)。

¹ カテゴリー-A 案件のための EA 報告書は通常環境影響評価書であり、妥当だとされる場合そこへ他の文書の項目が加えられる。カテゴリー-A 業務のための報告書は全て本添付書類に記述されている項目を使用するが、カテゴリー-A セクターEA および地域別 EA に関しては、異なる見地や項目間での強調が必要とされる。様々な EA 文書の項目や焦点に関する詳しい手引書は環境部門委員会が提供している。

² **OP/BP 4.12 強制移住**(近日発表)並びに **OD 4.20 先住民族**を参照。

³ あるセクターにおける広域的開発案(例えば、予想電力需要を満たす代替方法)がもつ環境面での意味は最小コスト計画法またはセクターEA によって最もよく分析される。ある地域での広域的開発案(例えば、農村部における生活水準向上のための代替戦略)がもつ環境面での意味は地域開発計画または地域的 EA によって最もよく言及される。環境影響評価書は通常与えられた案件概念の枠内(例えば、地熱発電、または局所的エネルギー需要を満たすことを目的とした案件)で代替案の分析をするときに最も適している。

OP 4.01 Annex C

これらの政策は世界銀行職員が使用するために作成されたもので、必ずしも主題の完全な扱いとは限らない。

環境管理計画

1. 案件の環境管理計画（EMP）は、環境や社会へ与える悪影響を排除、相殺、または許容水準まで削減するために、案件の実施・運営期間中にとられる一連の緩和策、モニタリング策、および制度的対策によって構成されている。計画には、このような方策を実施するのに必要な行動も含まれる¹。管理計画は、カテゴリ-A 案件の EA 報告書には欠かせない要素であり、また多くのカテゴリ-B 案件については、EA の結果、管理計画のみが作成されることがある。管理計画を準備するために、借入人と EA 設計班は、(a) 潜在的悪影響への一連の対応策を認知し、(b) その対応策が効果的にかつ時宜を得て採られることを保証するための要件を定め、(c) それらの要件を満たすためにとられる手段を説明する。より具体的に挙げると、環境管理計画は、以下のような項目を含む²。

緩和策

2. 環境管理計画は、顕著に表れ得る環境への悪影響を許容レベルまで削減する対策のうち、実行可能で費用効果の高いものを認知する。緩和策が実行可能でない、費用効果が上がらない、または十分でない、といった場合には、計画は、補償対策を含む。具体的には、環境管理計画は、

- (a) 全ての予期される環境への著しい悪影響を認知し、要約する。（先住民族や強制移動に関するものも含む。）
- (b) 各緩和策を 技術的詳細記述とともに 説明する。各緩和策が対象とする影響の種類や、どのような状況で（連続的に、もしくは偶発的に、等）各対策が要求されるのか、といった事柄も説明に含まれる。緩和策のデザイン、設備の記述、業務手順なども、適当であれば含まれる。
- (c) これらの緩和策が、環境に与え得る影響を評価する。
- (d) 案件のために必要とされているその他の緩和策（強制移動、先住民族、文化遺産に関するもの等）とのつながりを提示する。

モニタリング

3. 案件実施中の環境モニタリングは、案件の環境に関する重要な側面、特に案件が環境に与える影響と緩和策の効果、についての情報を提供する。その様な情報によって、借入人と世界銀行は、案件監督の一部として緩和策の成果を評価することが出来る。さらに、改善行動を必要とせしめることが可能となる。従って、環境管理計画は、EA 報告書中で評価された影響と環境管理計画中に記述されている緩和策とのつながりを考慮しつつ、モニタリング対象およびモニタリング方法を設定する。具体的には、環境管理計画のモニタリングに関する項が提供するものは、

- (a) モニタリング方法の具体的な説明、および詳細な技術的記述。測定されるパラメータ、使用される手法、試料採集場所、測定の頻度、検出限界（適切とされる場合）、修正行動の必要性を合図する閾の定義、を含む。
- (b) モニタリングと報告の手順。これにより (i) 特別の緩和策を必要とするような状況の早期検出が保証され、(ii) 緩和策の進行状況並びに結果に関する情報が提供される。

能力開発および研修

4. 環境に関する案件項目および緩和策の、効果的かつ時宜を得た実施を支援するためには、EMP にとって、現場または省庁レベルにおける環境部の存在、役割、能力に関する EA の評価が、重要である³。EA 勧告を実行に移すため、EMP は、必要に応じて環境部の設置、拡張、職員研修を奨める。具体的には、EMP は、制度的な取り決めについて 緩和策およびモニタリング策（実施・救済措置・資金調達・報告・職員研修の運営、監督、制定、モニタリングのための方策、等）の責任者は誰なのか 詳しく述べる。実行責任者である機関の環境管理能力を強化するために、ほとんどの EMP は、次の付加的事項のうちから一つ以上を扱う。それは、(a) 技術支援計画、(b) 設備・備品の調達、または (c) 組織変革、である。

実施日程および経費積算

5. 緩和、モニタリング、能力開発といった三側面全てに対して EMP は、次の二点を明示する。(a) 案件の一部として実行されなければならない方策の実施日程。ここに、段階的計画と案件全体の実施計画との調整も示される。および、(b) EMP に関する初期経費および再発経費の積算と資金の調達先。これらの数値は案件全体の経費表にも統合される。

EMP と案件の統合

6. 借入人が案件を続行するという決定、および世界銀行がそれを支援するという決定は、

EMP が効果的に実施されるという期待に、幾分基づいている。従って世界銀行は、計画が、個々の緩和策・モニタリング方法・制度上の責任分担の記述に関して、具体的であることを望み、また計画は、案件全体の正確・設計・予算・実施に統合されていなければならない。そのような統合性は、EMP を案件内に設置することによって達成される。そうすることによって、計画が、他の案件項目と同様に、資金と監督を受け取ることになるからである。

¹ 管理計画は、しばしば「行動計画」として知られる。EMP は、緩和、モニタリング、制度面を扱う 2、3 の別々の計画として発表されることがあり、その形式は、借入国の要件による。

² 既存施設の復興、改良、拡張、または私有化、に関する案件については、現存する環境問題の改善の方が、予期される影響の緩和・モニタリングよりも、重要である場合がある。そのような案件については、管理計画の焦点は、既存の環境問題を改善する費用効果の高い方策に絞られる。

³ 環境面への影響が著しい案件については、環境部が実行機関または省内に設置されていることが、極めて重要である。またその部は、十分な予算とともに、案件に関連する専門知識に強い職員を備えていなければならない。(ダム・貯水池に関する案件については BP 4.01 付則 B 参照。)

これらの手順は世界銀行職員が使用するために作成されたもので、必ずしも主題の完全な扱いとは限らない。

環境アセスメント

記：OP、BP、および GP 4.01 は連帯して、OMS 2.36「世界銀行業務の環境的側面」、OD 4.00 付則 A「環境アセスメント」、OD 4.00 付則 B「ダムおよび貯水池に関する案件のための環境政策」、OD 4.01「環境アセスメント」、および次に挙げる業務覚書、すなわち「環境アセスメント：被影響集団・関連地域の NGO と借入人が行う協議の取扱いに関する世界銀行職員への指示」(4/1/90)、「環境アセスメント：環境アセスメントの理事への公開に関する世界銀行職員への指示」(11/21/90)、および「環境アセスメントの理事への公開」(2/20/91)に置き換わる。この声明に関連する追加情報は、「環境アセスメントソースブック」(Washington, D.C.: 世界銀行発行 1991) 環境セクター評議会より順次入手可能となるソースブック最新情報、および「汚染防止・削減ハンドブック」に記載されている。環境関連の世界銀行声明文書には、他にも OP/BP/GP 4.02「環境行動計画」、GP 4.03「農業害虫管理」、OP/BP/GP 4.04「自然生息地」、OP 4.07「水資源管理」、OP 4.11「世界銀行融資案件における文化遺産の保護」(近日発表)、OP/BP 4.12「強制移住」(近日発表)、OP/GP 4.36「山林管理」、OP/BP 10.04「投資業務の経済評価」、および OP 4.20「先住民族」が挙げられる。本 OP および BP は、案件情報書類 (PID) が初めて 1999 年 3 月 1 日以降に発行される全ての案件に、適用される。問い合わせは環境セクター評議会議長によって受け付けられる。

1. 世界銀行が融資する業務の環境アセスメント (EA) は、借入人が責任をもって実行する。世界銀行¹職員は、適宜、借入人を援助する。地域局は、地域環境セクター部² (RESU) と協議して、EA の世銀による見直しを調整する。必要に応じて、環境局 (ENV) からの支援も受ける。

環境審査

2. RESU との協議のもとに、タスクチーム (TT) は、提出案件の種類・位置・微妙さ・規模³、並びに潜在する影響の性質と程度、を調査する。プロジェクトサイクルの最も初期の段階で、TT は、RESU の同意とともに、案件を 4 つのカテゴリー (A,B,C または FI。OP 4.01 第 8 パラグラフ参照。) のうちのひとつに、案件に伴う潜在的環境リスクを反映させて、分類する。案件は、最悪の影響を与え得る項目に従って分類されるので、二重分類 (A/C 等) は用いられない。

3. TT は、案件構想書類 (PCD) および初版の案件情報書類 (PID) 中に、次の事柄を記

録する。(a)重要な環境問題(移住、先住民族、および文化遺産に関する問題を含む。)(b)案件の 카테고리、EAの種別、および必要とされるEA文書⁴。(c)案件の影響を受ける団体(以下、被影響集団)および地域のNGOとの協議案。予備日程表も含む。(d)予備EA日程表。またTTは、案件のEAカテゴリを「世界銀行提出案件の業務概要月刊(MOS)」中に報告し、案件の環境データシート⁵(EDS)を作成(し、必要に応じて更新)する。カテゴリ-A案件については、EDSは、MOSの季刊付則に掲載される。

4. 案件準備中に案件が修正されたり、新情報が入手可能となった場合、TTは、RESUと協議の上、案件の分類を改定するべきかどうか考慮する。新しい分類が決定した場合、TTは、それによってPCD/PIDとEDSを更新し、そこへ新分類についての理論的根拠を記録する。MOS中には、新分類は、改正を明示するため、「(R)」を伴って掲載される。

5. OP 8.50「緊急復興援助」⁶の下で進行する緊急復興案件を、本政策の適用の例外とするには、環境セクター評議会議長と法律部(LEG)との協議に基づいた上での地域副総裁の承認が必要である⁷。

EA 作成

6. PCDの作成期間中に、TTは、EAの範囲⁸、および要求されているEA報告書の手順・日程・概要、について借入人と話し合う。カテゴリ-A案件では通常、環境専門家による現地視察が、その目的で、実施される必要がある⁹。案件構想再調査の時点で¹⁰、RESUはPCD/PIDの環境面に関して、正式許可を出す。カテゴリ-B案件では、構想再調査によって、環境管理計画が必要かどうか決定される。

7. EAは案件準備の要である。必要に応じて、TTは、債権者によるEA報告書の実施要領(TOR)の素案作成を手伝う¹¹。RESUは、実施要領が取り上げる範囲を見直し、特に、実施要領が、省庁間の適切な調整、並びに被影響集団・地域のNGOとの協議、に備えていることを保証する。実施要領とEA報告書の作成を支援するため、TTは、借入人に「カテゴリ-A案件のEA報告書と環境管理計画の内容¹²」と呼ばれる書類を与える。適切とされた場合には、世銀職員並びに借入人は、「汚染防止・削減ハンドブック」を参照する。「ハンドブック」には汚染防止・削減策、並びに世界銀行にとって通常許容可能な排出量水準が、記載されている。

8. カテゴリ-A案件については、TTは、借入人にEA報告書を英語、仏語、スペイン語のいずれかで、また概要を英文で、世銀に提出するよう通告する。

9. 全てのカテゴリ-A案件、並びに国際開発協会の融資を希望し、独立したEA報告書をもつカテゴリ-B案件については、TTは、借入人に次の2点を文書で通知する。(a)世界銀行が案件審査に移行するまでに、EA報告書が、被影響集団・地域のNGOが利用できる公共の場において入手可能となり、また世界銀行に正式に提出されていなければならない。(b)世界銀行は、一旦報告書を正式に受領すると、それをInfoShopを通じて公開する¹³。

10. 案件の設計段階において、TT は、借入人に EA を OP 4.01 の要件に従って実施するよう忠告する。TT と弁護士は、国家法規または国際環境条約・協定と案件の一貫性に関わるあらゆる問題を認知する。

見直しおよび情報公開

11. カテゴリー-A または B EA 報告書については、借入人が正式に世界銀行に提出した時点で、地域局が、その全編一冊を案件ファイルに加える。また地域局は、カテゴリー-A EA 報告書の概要（英文）に次の 2 点を確認する覚書を表紙として添えて、Corporate 事務局の理事会運営部に送付する。その 2 点とは、(a) 概要と報告書全編は、借入人によって作成され、世界銀行の評価も支持も受けていない、(b) 概要と報告書全編は、審査中に変更されることがある、である。カテゴリー-B EA の結果は、独立した報告書が作成されない場合、PID 中に要約される。

12. カテゴリー-A および B 案件について、TT と RESU は、EA の結果を見直し、全ての EA 報告書が、借入人と合意した実施要領に一貫していることを保証する。カテゴリー-A 案件、並びに国際開発協会の融資を希望し、独立した EA 報告書をもつカテゴリー-B 案件については、この見直しにおいて、特に次の二点に特別の注意が払われる。第一点は、被影響集団・地域の NGO との協議の性質とそれらの団体の意見が考慮される範囲について。第二点は、環境への影響を緩和・モニタリングする方策、および必要に応じた制度的能力の強化、を含んだ環境管理計画について、である。RESU は、見直しの結果、不十分だと判断した場合、地域管理に対して、(a) 審査ミッションを延期すること、(b) ミッションを予備審査ミッションと考慮すること、または(c) 審査ミッション中に特定の問題を再調査すること、等を勧告することが出来る。RESU は、環境局にカテゴリー-A 報告書を一冊送付する。

13. 全てのカテゴリー-A および B 案件について、TT は、EA の進行状況を PCD/PID に報告する。そこには、主要な環境問題がどのように解決されたのか、または、これから処理されるのか、が説明され、EA に関連する融資条件案が全て記される。TT は、InfoShop に全ての EA 報告書を一冊ずつ送付する。

14. 案件決定の段階で¹⁴、RESU は、案件の環境面に関する正式許可を与える。LEG が作成した法的書類草稿中の環境に関する扱いも、ここに含まれる。

案件審査

15. カテゴリー-A 案件、並びに国際開発協会の融資を希望し、独立した EA 報告書をもつカテゴリー-B 案件については、審査ミッションは通常、正式に送付された EA 報告書を世界銀行が受領し、見直した後、初めて遂行される（第 11~13 パラグラフ参照）¹⁵。カテゴリー-A 案件については、関連する専門知識を持つ環境専門家が最低一人、審査ミッションに

同行する¹⁶。全ての案件について、審査ミッションは(a)借入人とともにEAの手法的要素と本質的要素を見直し、(b)あらゆる問題を解決し、(c)環境管理の責任を負う機関の妥当性をEAの結果と照らし合わせて評価し、(d)EMPの資金面の調整が適切であることを保証し、(e)EAの勧告が案件設計と経済分析の中で適切に処理されたかどうかを判断する。カテゴリ-AおよびB案件については、審査中もしくは交渉中に、環境関連の融資条件に関して、案件決定時点での融資条件から何らかの変更が生じた場合、TTは、全ての変更点についてRESUとLEGの合意を得る。

セクター投資および金融仲介者貸付

16. 審査ミッションにおいて借入人と結ばれた明確な協定によって、実施機関が提出サブプロジェクトのEAを実行もしくは監督する能力をもつこと、が保証される¹⁷。具体的には次の2点、すなわち、要求される専門技術の提供元について、および最終借入人、金融仲介者またはセクター機関、環境管理と法規に関する責任機関、という三者間での適切な責任分担について、がこのミッションによって確認される。TTは、カテゴリ-AおよびBサブプロジェクトのEA報告書を、OP 4.01 第9、11、12パラグラフに従って、適宜、見直す。

保証業務

17. 保証業務に関する環境アセスメントは、OP/BP 4.01 に則して実行される。国際復興開発銀行 (IBRD) 保証業務に関する全てのEAは、その結果を(a)RESUが見直し、(b)TTが審査の一部として考慮に入れる、のに十分な時間的余裕をもって実行されなければならない。TTは、IBRD保証業務のためのカテゴリ-A報告書が、理事会発表予定日から数えて、遅くとも60日前までには、InfoShopにおいて入手可能であること、また、要求されたカテゴリ-B EA報告書については、遅くとも30日前までには入手可能となること、を保証している。

18. EA報告書の公開については、国際開発協会 (IDA) 保証は、同協会による信用取引と同一の政策枠組みによって管理されている。この政策枠組みからの派生が、業務的な立場から正当化された場合、IBRD保証のための手順が模範とされることがある(第17パラグラフ参照)。

文書の提出

19. TTは、借入人の案件実施計画を見直し、全ての環境管理計画を含むEAの結果・勧告がそこに織り込まれていると保証する。理事会提出用の貸付計画書作成の際に、TTは、案件分類の理由、EAの結果と勧告、および借入国参加の国際環境条約・協定のうち、案件に関連するものによって定められた国の義務に関係する全ての問題について、案件審査報告書(PAD)中に要約する。EAの結果と勧告には、推奨されている排出水準の正当性と汚染防止・削減対策案が含まれる(OP 4.01 第3パラグラフ参照)。カテゴリ-A案件については、TTは、EA報告書をPADの付則にて要約し¹⁸、そこにはいくつかの重要な要素が含ま

れる。例として、報告書作成に使用された手順、環境基底情報、考慮された代替案、採用案による影響の予測、OP 4.01 付則 C に略述された範囲を取り扱う EMP の要約、被影響集団・地域の NGO との協議議題とそれがどのように考慮されたかをはじめとする協議に関する記述、等が挙げられる。この付則には、交渉に上った環境関連の貸付条件および誓約書、適当な許可を与えるという政府の意図を証明する書類（必要な場合）および環境監督に関する取り決め、等についても記述される。セクター投資と金融仲介貸付については、サブプロジェクトの EA 作業での適切な方策や条件に関する書類が含まれる。TT と LEG は、貸付条件に EMP の実行義務が含まれること、また EMP 実行において効果的な監督・モニタリングを促進するために適当な場合には、EMP で特定された具体的な方策が付加条件として含まれること、の二点を保証する。

監督および評価

20. 案件実施期間中、TT は、環境規定および法的文書上で合意され他の案件書類中に記述されている借入人の報告協定に基づいて、案件の環境面を監督する¹⁹。TT は、調達に関する取り決めが環境要件と一貫していることを保証する。TT はまた、監督ミッションが環境に関する専門知識を十分に備えていることを保証する。

21. TT は、モニタリングシステムが環境関連の誓約を含むことを保証する。また TT は、借入人が協定による環境行動、特に環境緩和・モニタリング・管理対策の実施、を遵守しているかという点について、借入人作成の案件進捗状況報告書中で十分に議論されていることを保証する。TT は、RESU と LEG との協議の上、この情報を見直し、借入人が十分に環境誓約に従っているか判断する。不十分であるとされた場合、TT は、RESU、LEG とともに適切な行動指針について話し合う。TT は、不十分な遵守状況を修正するのに必要な行動について借入人と話し合い、その様な行動の実行を徹底させる。TT は、実行された行動の地域局による管理を勧め、更なる対策を勧告する。案件実施期間中、TT は、案件の環境面に関係するあらゆる変更点について、RESU の合意を求める。ここには、LEG が許可した環境関連条件に関する変更も含まれる。

22. TT は、借入人の案件運営計画が、案件の環境面の実行に必要な行動を含むことを保証する。この行動には、世界銀行との合意通り、環境諮問委員会の機能継続に必要な規定も含まれる。

23. 実施完了報告書²⁰は、(a) 環境への影響について、同時にその影響が EA 報告書中で予測されていたものであったか言及し、および(b) 採用された緩和策の効果について、評価する。

環境局の役割

24. ENV は、EA 過程全般を通して、指導、研修、模範例の頒布、業務上の援助といった形で、各地域局を支援する。ENV は、ある地域局または世界銀行外部で得られた EA 報告書、

関連資料、先例、実績などを、他の地域局に適宜提供する。ENV は、案件監査を行い、案件が世界銀行政策を遵守していることを保証する一助となる。また ENV は、世界銀行の EA 実績について定期的な見直しを行い、模範例を認知、頒布し、この分野の指導の更なる発展に努める。

EA 資金調達

25. 案件準備ファシリティの貸出金²¹および信託基金が、EA 資金の調達のために世界銀行の資金援助を希望する債権者候補にとって入手可能である。

特例

26. ダム・貯水池に関する案件、もしくは害虫管理に関する案件についての環境アセスメント手順は、付則 B、C にそれぞれ定められている。

¹ 「世界銀行」には「国際開発協会 (IDA)」も含まれる。「EA」とは、OP/BP 4.01 に定められた全過程を指す。「案件」とは、世界銀行の貸付金または保証による融資を受ける業務のうち、構造調整貸付金並びに負債および負債利子支払業務を除いた、全ての業務を指す。(構造調整貸付金に関する環境要件は OP/BP 8.60「調整貸付」(近日発表)の中に定められている。)また、融通貸付 融通計画貸付金および学習と革新のための貸付金 による案件と地球環境ファシリティの融資を受ける案件や案件項目も含まれる。「貸付金」には、「信用取引」も含まれる。「借入人」には、保証業務の場合、世界銀行の保証付き貸付金を他の金融機関から受け取っている案件後援者(民間または政府)も含まれる。「案件構想書類」には、発起覚書も含まれる。「案件審査書類」には、総裁の報告と勧告(総裁報告書)も含まれる。

² 1998年11月現在、各地域局における地域環境セクター部は、以下の通り。AFR 環境グループ。EAR、SAR、および ECA 環境セクター部。MNA 農村地域開発、水、および環境セクター部。LCR 環境面および社会面で持続可能な発展セクター部。

³ 「位置」とは、湿地、森林、その他の自然生息地といった、環境面で重要とされる場所の近辺やそこへ侵食する地域を指す。「規模」は、当該国の事情に精通した現時職員によって判断される。「微妙さ」とは、不可逆的な影響をもつ案件や、か弱い少数民族に影響を与える案件、強制移住を伴う案件、文化遺産指定地域に影響を与える案件を指す。詳細は「環境アセスメントソースブック最新情報第2号：環境審査」(環境局にて入手可)参照。

⁴ 環境カテゴリーと EA 過程を決定する貸付処理の内容については、OP/BP 10.00「投資貸付：理事会発表への証明」参照。

⁵ EDS については、付則 A 参照。

⁶ OP 4.01 第 13 パラグラフ参照。

⁷ LEG からの意見は、当該案件担当の法律家を通して提供される。

⁸ セクター投資および金融仲介業務については、世界銀行職員と借入人は、複数のサブプロジェクトからの著しい累積影響の潜在性について考慮する必要がある。

⁹ 環境専門家によるこのような現地視察は、いくつかのカテゴリー B 案件についても望まれることがある。

¹⁰ または、セクター調整貸付 (SECAL) については、これに相当する地域局による見直しの時点で。

¹¹ 「ガイドライン：世界銀行借入人によるコンサルタントの選択と雇用について」(Washington, D.C. 世界銀行発行 1997年1月初版、1997年9月改訂版)によると、借入人が雇用しているコンサルタントに関して、TT が彼らの能力を見直し、十分であると認めれば、彼らが EA 報告書を作成し、諮問委員会に参加することに、TT は異議を申し立てないとしている。

¹² これら 2 つの書類については、OP 4.01 付則 B および C を参照。

¹³ OP 4.01 第 1 パラグラフおよび BP 17.50「業務情報の公開」参照。

¹⁴ または、セクター調整貸付 (SECALs) の場合は、審査ミッションの前の段階。

¹⁵ 例外的に、地域副総裁が、環境セクター評議会議長と事前に同意した上で、審査ミッションの出発を、カテゴリ-A 報告書受領の前に認めることがある。その場合、案件処理の継続に十分な基礎を提供する EA 報告書を、審査が終了し交渉が開始される前に、世界銀行が受領することを必要条件として、RESU は案件に許可を与える。(その様な例外的な状況の例は、GP 4.01 に挙げられている。)

¹⁶ いくつかのカテゴリ-B 案件についても、審査ミッションに環境専門家が同行することが望ましい。

¹⁷ TT は、サブプロジェクトの準備と審査の際に(適当ならば)使用できるように、「カテゴリ-A 案件の環境アセスメント報告書の内容」(OP 4.01 付則 B)「環境管理計画」(OP 4.01 付則 C、および「汚染防止・削減ハンドブック」を、借入人に提供する。

¹⁸ SECAL については、カテゴリ-A EA 報告書は、総裁報告書の技術的付則の中に要約される。この技術的付則は、InfoShop を通じて公開されている。

¹⁹ OP/BP 13.05 「案件監督」(近日発表)参照。

²⁰ OP/BP/GP 13.55 「実施完了報告」参照。

²¹ OP/BP 8.10 「案件準備ファシリティ」参照。

これらの手順は世界銀行職員が使用するために作成されたもので、必ずしも主題の完全な扱いとは限らない。

**国際復興開発銀行 / 国際開発協会貸付プログラムの案件のための
環境データシート**

国名：

案件 ID No.：

案件名称：

審査日：

国際復興開発銀行貸付金額（\$ 100 万）：

理事会発表日：

国際開発協会貸付金額（\$ 100 万）：

管理部署：

セクター：

貸付文書：

現況：

世界銀行 EA 受領日：

決定日：

EA カテゴリー： _____

データシート作成 / 更新日：

空欄を残さないこと。適宜、「N/A(該当せず)」または「TBD(未決定)」と記入。

主な案件項目：

案件の位置：（地理的な位置情報の他にも、案件の影響を受けるであろう地域に関する重要な環境特性の情報、および近辺の保護地域・地区や貴重な自然生息地との位置関係、についても明記。）

主な環境問題：（案件中で認知または推測されるもの）

他の環境問題：（案件と関わる範囲が比較的狭いもの）

行動案：（上記の環境問題を緩和するためのもの）

環境カテゴリーの正当性 / 理論的根拠：（環境カテゴリーに対する理由、初期分類からの変更に関する説明、変更が代替案に関係しているかどうか、等を明記。）

報告日程：カテゴリーA EA 報告書：開始日、第一草稿作成日、現状。
カテゴリーB：独立した EA 報告書は作成されているのか？もし作成されているならば、提出日はいつ？

所見：（他の環境調査状況の説明、協議した地方団体・地域の NGO の名称および地方で EA 報告書が公開されていた場所の名称の列記、借入人が EA 報告書の公開許可を与えたかどうかの記述、等。）

署名： _____ (タスクチーム長)

署名： _____ (地域環境セクター部部長)

これらの手順は世界銀行職員が使用するために作成されたもので、必ずしも主題の完全な扱いとは限らない。

ダムおよび貯水池に関する案件への EA の適用

1. 案件認知期間中、まだ環境カテゴリーが決定していない段階において、タスクチーム (TT) は、評価されている独立した専門家または企業 その能力と実施要領は世銀が容認できる水準である を、借入人が選別、雇用し、環境予備調査を実施することを保証する。環境予備調査には、以下の事項が含まれる。

- (a) 案件が環境に与え得る影響の認知。
- (b) 移住並びに先住民族問題を含んだ、EA の範囲の確認。
- (c) 借入人の EA 処理管理能力の評価。および、
- (d) 独立環境諮問委員会の必要性について勧告¹。

TT は、予備調査の結果を借入人より入手し、またその結果が、環境審査や EA の実施要領の作成において、考慮されることを保証する。ダムおよび貯水池に関する案件が、世界銀行の融資を希望してきた時点で、既に準備の進んだ段階にある場合には、TT は、地域環境セクター部 (RESU) と協議の上、更なる EA 作業が必要かどうか、また独立環境諮問委員会が必要かどうか、決定する。通常、この決定を目的とした現地視察が、要求される。(BP 4.01 第 6 パラグラフ参照。)

2. 案件準備段階で、TT は、案件に影響する事柄に関する国家のマクロ経済的政策またはセクター政策が、環境にとってどれほど安全なものか評価する。問題が認められた場合には、TT は、政府と政策改善のための方策について話し合う。

3. 借入人が環境諮問委員会を設置する際、TT は、実施要領の容認基準と候補者名簿を見直し、借入人に示す。

4. EA 見直しの段階で、TT と RESU は、EA が需要管理の機会を調査していることを保証する。案件審査の段階では、TT と RESU は、案件設計が供給オプションに加えて、需要管理 (節水や省エネルギー、効率性向上、システム統合、熱伝供給、代替燃料等) について、十分に考慮していることを保証する。

5. TT は、借入人が案件実施省庁内に環境部を設置し、その環境部に、案件の環境面を管

理するのに十分な予算、および案件に関する専門知識を所有した専門家、が備わっていることを保証する。

¹ OP 4.01 第 4 パラグラフ参照。

これらの手順は世界銀行職員が使用するために作成されたもので、必ずしも主題の完全な扱いとは限らない。

害虫管理に関連する案件への EA の適用

セクターの見直し

1. タスクチーム (TT) は、農業または健康セクターの環境アセスメント (EA) が、ある一国の、害虫駆除製品の調達・取扱い・適用・廃棄を管理する能力、害虫駆除精度および殺虫剤使用による影響をモニタリングする能力、および生態学に基づいた害虫管理計画を開発・実施する能力、について評価していることを保証する。

案件 EA

2. 案件認知の段階で、TT は、提出案件が潜在的な害虫管理問題を提起する可能性があるかどうか評価する。害虫駆除製品を、環境にとって重大な¹分量以上に、製造・使用・廃棄する案件は、カテゴリ-A に分類される。その他の害虫管理に関連する案件は、環境リスクの水準によって、A、B、C、または FI に分類される²。案件で使用される毒性の高い殺虫剤を、相当量輸送・保管するときには、有害性評価の実施が適切であろう³。

3. TT は、案件構想書類 (PCD) および案件情報書類 (PID) 中に、EA で扱われる全ての害虫駆除問題を記録する。カテゴリ-A 案件について、TT は、案件について次の3点を「世界銀行提出案件の業務概要月刊 (MOS)」に報告する。その3点とは、(a) 害虫駆除製品調達に対して直接融資が行われるのか、それとも信用貸しが行われ、それが害虫駆除製品購入に充てられる可能性があるのか (そして、何か特定の製品が、融資の対象外と指定されているかどうか) (b) 殺虫剤の使用様式を著しく変えてしまうような商品やサービスへの融資が行われるのか、および (c) 害虫駆除や殺虫剤の使用に伴う、環境面および健康面への有害性削減を目指した項目 統合的害虫管理 (IPM) 計画の開発・実施の援助も含むが案件に含まれているか、である。

4. TT は、EA が、害虫管理に関する潜在的な問題を扱い、適切な代替案や緩和策について考慮することを保証する。認知された問題によって、環境管理計画⁴に害虫管理計画が含まれる。

害虫管理計画

5. 害虫管理計画とは、包括的な計画で、重要な害虫管理問題が存在する時に作成される。重要な害虫管理問題とは、例えば、(a) 新規土地開発、またはある地域での耕作方法の変更、(b) 新しい土地への大幅な拡張、(c) 新作物への農業の多角化⁵、(d) 既存の低技術システムの強化増大、(e) 比較的危険な害虫駆除製品または手段の調達案、(f) 環境または健康に関わる特定の問題（保護地域または重要な水生資源の近辺、労働者安全基準等）が挙げられる。害虫管理計画は、害虫駆除製品への融資が案件の大きな項目とされている場合にも作成される⁶。

6. 害虫管理計画は、OP 4.09「害虫管理」に定められている政策を反映する。計画は、人類の健康および環境への潜在的悪影響を最小限に抑えるように、また生態学に基づいたIPMを促進するように、設計される⁷。参加型IPMの経験をもった、適切な技術専門家によって、その地方特有の条件について、現地での評価が行われ、計画は、この評価に基づく。計画の第1段階 主要な害虫問題とその内容（生態学、農業、公衆衛生、経済、または制度的な）を認知し、大まかなパラメータを定義するための最初の予備調査 は、案件準備の一環として実施され、審査において評価される。第2段階 認知された害虫問題を扱うための具体的な作業計画の作成 は、しばしば案件の一項目として実施される⁸。害虫管理計画は、それが適当とされる場合、害虫駆除製品の審査手順を特定する。例外的な場合として、害虫管理計画が、害虫駆除製品の審査のみで成立していることがある。

害虫駆除製品の審査

7. 案件が害虫駆除製品に対して融資を行う場合、害虫駆除製品の審査が必要である。審査によって、融資許可の下りた害虫駆除製品の正式な一覧表が、特定の製品のみが世界銀行の資金で調達されることを保証する仕組みとともに、作成される。以下に挙げる条件を全て満たす場合に限って、害虫管理計画なしの審査でも適当であるとされる。その条件とは、(a) 害虫駆除製品の量が、健康または環境の見地から判断して、重大な量でない、(b) 害虫駆除に関係した環境または健康に関わる問題が、ひとつも存在しない、(c) 案件が、殺虫剤の使用またはその他外来の生物学的管理を地域に導入しない、もしくは殺虫剤の使用を大幅に増加しない、そして(d) 危険製品⁹に対する融資が行われていない¹⁰、である。

審査

8. 案件に関わる問題の複雑性や、人類の健康や環境に対するリスクの程度によって、審査ミッションに適切な技術を持つ専門家が同行する。

9. TT は、EA 中および他の害虫管理に関係した案件干渉中に取り上げられた害虫管理問題について、案件審査書類（PAD）に記録する。問題例としては、

- (a) 調達正式に許可された害虫駆除製品の一覧、またはいつ、どのように、この一覧が作成され、承認されるのかという表示。

- (b) 既存の害虫管理実践、殺虫剤使用、殺虫剤を規制・調達・管理するための政策的・経済的・制度的・法律的枠組み、およびこれら全てが IPM アプローチと一貫している度合い。
- (c) (i) 既に認知されている欠点、または (ii) IPM 採用に関わる制約条件、を扱うことを目指した案件活動。(または並行して起こっている活動。世界銀行、あるいは他の出資者によって支援された、他の案件の活動も含まれる。)
- (d) 害虫管理または殺虫剤使用に関する案件項目を融資・実施・モニタリング・監督する仕組み。地域の NGO のために描かれた役割も含まれる。
- (e) 記述された行動の実行責任を担う機関の能力。
- (f) セクター全般の内容および問題点。案件の下では直接扱われることはないが、長期的な目標として扱われるべきもの。

等がある。

10. 害虫管理対策の主要な要素は、借入人と世界銀行の間で取り決められる法的協定の中に示される¹¹。

監督および評価

11. 害虫管理および審査時に確認された殺虫剤関連問題の性質や複雑性によっては、適切な技術を持つ専門家が、監督ミッションに同行する必要がある。この必要性は、監督計画の中に示される。

12. 実施完了報告書は、案件が支援・促進した害虫管理実践が環境に及ぼす影響、および借入人の制度的監督能力、を評価する。報告書はまた、IPM アプローチを定義する基準に照らし合わせて、案件が害虫管理実践の改善につながったかどうか、を考察する。

¹ この供述の趣旨を明らかにするために、「環境重大性」は、人類の健康に与える影響（好影響も含めて）も考慮する。

² 環境審査については、OP 4.01 付則 A 参照。

³ 定義については、OP 4.01 付則 A 参照。

⁴ OP 4.01 付則 C 参照。

⁵ 特に、綿花・野菜・果物・米等、殺虫剤の大量使用を伴う作物。

⁶ マラリア抑制のための殺虫剤をしみ込ませた bednet の調達・使用、および同じくマラリア抑制のため実施される家屋内散布用の世界保健機構（WHO）クラス III 殺虫剤の調達・使用に関しては、害虫管理計画を作成する必要はない。

⁷ IPM に関する情報は、GP 4.03 第 2 部を参照。

⁸ 害虫管理計画の内容については、GP 4.03 参照。

⁹ 危険な製品とは、次のようなものを指す。世界保健機構（WHO）の「殺虫剤の危険度による分類並びに分類のためのガイドライン」（ジュネーブ WHO 発行 1994-5）中でクラス Ia、Ib として列挙されている殺虫剤、国連の「政府がその消費および売買を禁止・撤回・厳重に制限・不認可している製品の総合一覧」（ニューヨーク国連発行 1994）に列挙されている物質、その他環境または健康へ与える危険性のために借入国内で禁止または厳重に制限されている物質。（借入国が国家殺虫剤登録一覧を保持する場合は、それを参照。）WHO 分類および UN 一覧は定期的に改正されている。両資料は世界銀行セクトラル図書館で入手可能である。職員が、将来の指針について、農村開発局の意見を求める場合がある。

¹⁰ GP 4.03 第 3 部に、害虫駆除製品審査についての更なる情報が提供されている。

¹¹ 案件項目の効果的な実施を保証するために、貸付条件による制約が必要となる場合がある。貸付条件の例として、(a) 殺虫剤を規制・モニタリングする体制および能力の構築と強化、(b) 殺虫剤保管施設または廃棄施設の適切な建設と運営、(c) 好ましくない殺虫剤使用の段階的廃止と在庫の適切な廃棄を目的とした時間制限付計画に関する同意、または (d) 好ましくない殺虫剤使用に対する代替案の提出を目指した研究活動の開始、などが挙げられる。

GP 4.01

模範例声明 (GP s) は勧告的性格を持つものである。この GP には世界銀行職員が世界銀行の政策や手順を実行する際に有益な情報が含まれている。主題の完全な扱いとは限らない。

環境アセスメント

記：OP、BP、および GP 4.01 は連帯して、OMS 2.36 「世界銀行業務の環境的側面」、OD 4.00 付則 A 「環境アセスメント」、OD 4.00 付則 B 「ダムおよび貯水池に関する案件のための環境政策」、OD 4.01 「環境アセスメント」、および次に挙げる業務覚書、すなわち「環境アセスメント：被影響集団・関連地域の NGO と借入人が行う協議の取扱いに関する世界銀行職員への指示」(4/10/90)、「環境アセスメント：環境アセスメントの理事への公開に関する世界銀行職員への指示」(11/21/90)、および「環境アセスメントの理事への公開」(2/20/91)、に置き換わる。この声明に関連する追加情報は、「環境アセスメントソースブック」(Washington, D.C.: 世界銀行発行 1991)、環境セクター評議会より順次入手可能となるソースブック最新情報、および「汚染防止・削減ハンドブック」に記載されている。環境関連の世界銀行声明文書には、他にも OP/BP/GP 4.02 「環境行動計画」、GP 4.03 「農業害虫管理」、OP/BP/GP 4.04 「自然生息地」、OP 4.07 「水資源管理」、OP 4.11 「世界銀行融資案件における文化遺産の保護」(近日発表)、OP/BP 4.12 「強制移住」(近日発表)、OP/GP 4.36 「山林管理」、OP/BP 10.04 「投資業務の経済評価」、および OP 4.20 「先住民族」が挙げられる。本 OP および BP は、案件情報書類(PID)が初めて 1999 年 3 月 1 日以降に発行される全ての案件に、適用される。問い合わせは環境セクター評議会議長によって受け付けられる。

1. 世界銀行¹案件の環境アセスメント (EA s) は、セクター的、地理的、文化的、社会経済的といった多方面に渡る広がりをもって、実施される。評価される案件は、大規模なものもあれば小規模なものもあり、また一箇所に集中したものもあれば、広範囲に分散しているもの(数々のサブプロジェクトという形をとる場合等)もある。こういった事情から EA は、その分析方法、関連する問題や影響の種類、その範囲の広さや分析の綿密さにおいて、非常に様々な形をとる。更に、環境への影響は通常、様々な自然環境や社会事情の中で起こり、複数のセクターに影響を与えるため、EA を適切に実施するには、ほとんどの場合、多分野にわたる専門知識を備えたチームが必要となる。

2. したがって、EA のための有意義な手引き OP および BP 4.01 に示されている政策と手順に関する要件を補足するものは、特定のセクターを個々に扱うと同時に、セクター間にまたがる問題も扱わなければならない。手引きはまた、異種の案件にどのように異種の EA を適用するのか、また違った分野で発展してきた違った手法が、EA を支えるために

どのように使用されることが出来るのか、を説明しなければならない。世界銀行はその様な手引きを「環境アセスメントソースブック」(1991)および1993年より定期的に発行されている「環境アセスメントソースブック最新情報」を通じて、世界銀行職員や借入人に提供している。これらの書類は、インターネットで、または環境セクター評議会より出版物として、入手可能である。

3. GP 4.01 付則 A「EAのための潜在的な問題チェックリスト」には、EAで取り上げられる必要があるかもしれない問題が列挙され、更なる情報の情報源が示されている。付則 B「案件の種類と典型的分類」には、数種類の世界銀行案件に関する環境分類が、実例として挙げられている。

EA 報告書の時機

4. OP および BP 4.01 は、カテゴリ A 案件の EA 報告書は審査前に世界銀行に提出されなければいけない、と定めている。世界銀行は、EA を、案件を適切に審査するために必要な情報の一部、と見なしている。そのため、例外は、以下に挙げるような極めて特別な状況においてのみ、認められる。

- (a) セクター投資貸付および金融仲介者業務について：世界銀行による案件審査前に認識されていなかったサブプロジェクトの EA は、そのサブプロジェクトが準備されるのと同時期に作成される。(OP 4.01 第 9,11-12 パラグラフ参照。)しかし、サブプロジェクトの EA 処理についての情報は、審査以前に提出される。
- (b) 貸付保証について：貸付保証の EA 報告書は、審査中に提出されてもよいが、審査は、EA の結果が案件設計に適切に取り入れられ、案件書類に反映された後はじめて完了する。(BP 4.01 第 17 パラグラフ参照。)他の案件の場合と同様、地域環境セクター部 (RESU) による見直しと評価が必要である。
- (c) 複数の項目をもち、そのうち一項目だけがカテゴリ A に分類されている案件について：カテゴリ A 以外の項目に関する審査の進行が許可されている場合を除き、案件もしくは案件項目が危機にさらされていると立証された場合には、EA 報告書を世界銀行が受領する以前に審査ミッションが出発することを、地方副総裁が、環境セクター評議会議長の合意を事前に得た上で、承認することが出来る。(BP 4.01 脚注 14 参照。)しかし、審査は、EA が案件設計に考慮され、案件書類に反映された後はじめて、完了するものとし、また案件決定会議における RESU の承認には、交渉以前に満足の行く EA が提出されること、という条件が付けられる。

満足のいくセクターEAまたは地域的EAが、ここに記述されたような案件を準備する以前に実施されており、そのEAが、これらの案件の選定や設計に影響を与えていた場合には、

事前に EA が存在しない場合と比較して、例外を認めるための議論がより信頼できるものであると考慮される。

EA 報告書の形式

5. 情報がステークホルダーや意思決定者に向けてどのように発表されるかが、EA の効率を大きく左右する。全てのカテゴリ-A 案件および多くのカテゴリ-B 案件について、最も重要なコミュニケーション文書のうちの 하나가、EA 報告書である。EA 報告書は、案件の最終設計と実施に関する勧告をはじめとする、EA 処理の結果を提供する。

6. EA 報告書は、分析、結果、勧告を明確かつ簡潔に報告するべきで、また、その複製・頒布が、容易に出来るべきである。このような趣旨を達成するために、タスクチームは、借入人に以下のようなガイドラインを提供するべきである。

- (a) 出来る限り、EA 報告書は 150 頁以下の 1 冊の報告書としてまとめられること。補足的な技術的情報は、一編またはそれ以上の付則（集散的に「技術的付則」と呼ばれる。）として、本編に添付されてもよい。このような付則も、出来る限り簡潔であるべきである²。
- (b) 製本するよりも、ルーズリーフ型バインダーを使用すること。
- (c) 標準サイズ of 用紙を使用すること。（借入人が標準として一般に使用しているもの）
- (d) 11 または 12 ポイントのフォントを使用すること。
- (e) 情報のより優れた提示と理解促進のため、1 頁大の図、表、グラフ、地図やその他の図解の使用は認められているが、折り込み型のものの使用は、複製が困難なので、避けられるべきである。

7. 個別のカテゴリ-A EA を必要とするサブプロジェクトをいくつか含む案件については、それぞれの EA 報告書が上記ガイドラインに従うべきである。しかし、技術的付則の作成は、極力避けられるべきである。借入人によって、個別の EA 報告書の結果が、一冊の概要に要約されることが非常に望ましい。（この概要が十分に簡潔ならば、理事会提出用の EA 概要を兼ねてもよい。）

EA 報告書の処理

8. 世界銀行 InfoShop が責任を持って、EA 報告書を公開する。InfoShop の作業を容易にするために、タスクチームは、

- (a) 借入人に、EA 報告書の原本を最低 2 冊（または、世界銀行での複製に適した読みやすい複写本を 2 冊）提供するように要求するべきである。
- (b) 完全な EA 報告書を InfoShop へ送付する際に、以下の事項を明記した覚書（用紙 1 枚、および“PIC”（Public Information Center 情報公開センター）宛ての Lotus Notes 添付 1 部の両方）を表紙として添えるべきである。
 - (i) InfoShop が問い合わせることの出来る人物の名前、所属課、電子メールアドレス、内線番号、並びにファックス番号³。
 - (ii) 審査前に EA 報告書を見直した人物名または課名
 - (iii) その EA が作成された案件の正式名称
 - (iv) その EA 特有の情報（サブプロジェクトのための EA が実施される予定であるがまだ入手可能でない、等。）
 - (v) 別頁として、EA 報告書を構成する本編とその他全ての編および付則の表題を列記した一覧表
- (c) 理事会へ送付された EA 概要の複製を添えるべきである。

¹ 「世界銀行」には、国際開発協会も含まれる。「EA」とは、OP/BP 4.01 に定められる全ての過程を指す。「案件」とは世界銀行の貸付金または保証による融資を受ける業務のうち、構造調整貸付金並びに負債および負債利子支払業務を除いた、全ての業務を指す。（構造調整貸付金に関する環境要件は近日発表される OP/BP 8.60 「調整貸付」の中に定められている。）また、融通貸付 融通計画貸付金（APLs）および学習と革新のための貸付金（LILs）による案件と地球環境ファシリティの融資を受ける案件や案件項目も含まれる。「貸付金」には、「信用取引」も含まれる。「借入人」には、保証業務の場合、世界銀行の保証付き貸付金を他の金融機関から受け取っている案件後援者（民間または政府）も含まれる。

² 世界銀行 InfoShop は、技術付則を、それを特定して要求された場合のみ、公開し、要求された付則それぞれに対し、追加料金を請求する。

³ **（不明 missing in the original copy）**

模範例声明 (GP s) は勧告的性格を持つものである。この GP には世界銀行職員が世界銀行の政策や手順を実行する際に有益な情報が含まれている。主題の完全な扱いとは限らない。

EA のための潜在的問題チェックリスト

以下の事項が案件に関連する場合、それらは EA で扱われる。

- (a) **農業化学**．世界銀行は、統合的害虫管理 (IPM) の使用、および殺虫剤の注意深い選択・適用・廃棄、を推進する。(OP 4.09「害虫管理」参照。) 肥料もまた、その使用が表流水および地下水水質に影響するため、注意深く評価されなければならない。
- (b) **生物多様性**．世界銀行は、絶滅が危惧される動植物、貴重な生息地、および保護地区、の保護を推進する。
- (c) **沿岸および海洋資源管理**．珊瑚礁、マングローブ、湿地をはじめとする沿岸海洋資源に関する計画・管理は、環境面で持続可能な開発に関する研究論文集 No.9「統合的沿岸地帯管理のためのガイドライン」(Washington, D.C. 世界銀行発行 1996) の中で、扱われている。
- (d) **文化遺産**．OP 4.11「世界銀行融資案件における文化遺産の保護」(近日発表) によって、世界銀行は考古学的価値を有する地域、史跡、歴史的集落を保護する、という公約が確認されている。
- (e) **地球規模外部効果**．案件が、地球環境に関する潜在的な外部効果 (温室効果ガスやオゾン層を破壊する物質の排出、公海の汚染、生態系への悪影響等) をもつ場合、EA は外部効果を認知し、その影響を分析し、適切な緩和策を提供する。
- (f) **有害物質および毒性物質**．有害物質および毒性物質の安全な生産・使用・輸送・保管・廃棄に関するガイドラインは、環境セクター評議会 (ENV) より入手可能である。
- (g) **先住民族**．OP 4.20「先住民族」(OP/BP 4.10 として再発行予定) は、伝統的地権および水利権をはじめとする、先住民族の権利の扱いに関する具体的な指導を提供

している。

- (h) **派生的開発およびその他の社会経済的側面**．しばしば「派生的開発」または「ブームタウン」効果と呼ばれる、集落やインフラストラクチャーの二次発展は、環境に対して、間接的に大きな影響を与え得る。これらの影響を地方自治体が扱うことは、困難な場合がある。
- (i) **産業有害性物質**．エネルギーおよび産業に関する全ての案件は、産業有害性物質の生産を予防し管理するための、正式な計画を含むべきである。(技術論文 No.55「産業有害性物質の評価技術：手引き」[Washington, D.C. テクニカルリミテッド・世界銀行発行 1988]参照。)
- (j) **産業汚染**．世界銀行は、汚染の予防政策の方が、排水口における汚染規制のみに依存する政策よりも、一般的には好ましい、という見地の下、汚染規制への統合的アプローチを支援している。「クリーナープロダクション」の適用が推奨され、優れた管理・運営技量の必要性が強調されている。産業に関する案件の指針は、「汚染防止・削減ハンドブック」に示されている。
- (k) **環境・天然資源・文化遺産に関する国際条約および協定**．EA はその様な条約および協定（現存するもの、および協議中のもの）の現況と適用に関して、それらが定める通知要件を含め、見直すべきである。法律部は、国際条約の一覧を保持し、またそれぞれの国で適用されている法律についての必要な情報を入手することが出来る。
- (l) **国際水路**．OP/BP/GP 7.50「国際水路に関する案件」に指導が示されている。
- (m) **強制移住**．OP/BP/GP 4.12「強制移住」(近日発表)に指導が示されている。
- (n) **地盤沈下**．地盤沈下は、複雑な物理的、生物学的、社会経済的、文化的影響を与える得るので、一般に、注意深く見直されるべきである。
- (o) **自然生息地**．世界銀行は、自然生息地を保護することを公約し、貸付が悪影響を引き起こした場合には、補償策を提供する。(OP/BP/GP 4.04「自然生息地」参照。)
- (p) **自然災害**．EA は、案件が自然災害（地震、洪水、火山活動等）による影響を受ける可能性があるかどうか、見直すべきである。影響を受ける可能性がある場合には、その問題に対する具体的な方策を提案すべきである。(OP/BP/GP 8.50「非常事態復興援助」参照。)
- (q) **産業衛生と安全性**．産業とエネルギーに関する全ての案件、および他セクターの関連する案件は、産業衛生と安全性を推進するための、正式な計画を含むべきである。

(「産業衛生と安全性に関するガイドライン」[Washington, D.C. 世界銀行発行 1988]参照。)

- (r) **オゾン層破壊物質** . 冷却剤、起泡性物質、溶剤、フミゲーション(燻蒸消毒)等の応用に広く普及している、オゾン層破壊物質(クロロフルオロカーボン[またはフロンガス]、メチルブロマイド等)の使用は、モントリオール議定書およびウィーン条約によって規定されている。オゾン層に安全な代替物質に関する指導は、世界銀行地球環境調整部(ENV)モントリオール議定書課より入手可能である。
- (s) **港湾** . 港湾開発に伴う一般的な環境問題を扱うための指導は、輸送・水・都市開発部より入手可能である。(技術論文 No.126「港湾開発における環境配慮」[Washington, D.C. 世界銀行発行 1990]参照。)
- (t) **熱帯林** 熱帯林に関する指導は、1991年7月世界銀行発行の論文「森林政策」, OP/GP 4.36「山林管理」、および OP/BP/GP 4.04「自然生息地」に示されている。
- (u) **流域** . 世界銀行政策は、流域の保全・管理を、ダム・貯水池・灌漑システムに対する貸付業務の一環として推進している。(OP 4.07「水資源管理」参照。)
- (v) **湿地** . 世界銀行は、湿地(河口域、湖沼、マングローブ、湿原、沼地等)の保護・管理を推進している。(OP/BP/GP 4.04「自然生息地」参照。)

模範例声明 (GP s) は勧告的性格を持つものである。このGPには世界銀行職員が世界銀行の政策や手順を実行する際に有益な情報が含まれている。主題の完全な扱いとは限らない。

案件の種類と典型的環境分類

世界銀行および国々の実績によると、ある特定セクターの案件または特定種の案件に対する最適な環境分類は、通常下記の通りである。しかし、これらはいくまでも例として挙げられたのみで、実際に環境アセスメントの範囲、延いては環境分類を決定するのは、セクターではなく影響の範囲である。

カテゴリ-A 案件 / 項目

- (a) ダムおよび貯水池。
- (b) 林業生産案件。
- (c) 工場施設 (大規模) および工場用地。大規模な拡張、復興、改造も含む。
- (d) 灌漑、排水、および治水 (大規模)。
- (e) 水産および海産業 (大規模)。
- (f) 土地の開拓および整地。
- (g) 鉱物開発。(石油およびガスを含む。)
- (h) 港湾開発。
- (i) 埋め立ておよび新規土地開発。
- (j) 移住。
- (k) 河川流域開発。
- (l) 火力および水力発電開発または拡張。
- (m) 殺虫剤その他有害性/毒性物質の生産・輸送・使用。
- (n) 幹線道路・農村部道路の新規建設または大規模な改良。
- (o) 有害廃棄物の管理と廃棄。

カテゴリ-B 案件 / 項目

- (a) 農産工業 (小規模)。
- (b) 送電。
- (c) 灌漑および排水 (小規模)。

- (d) 再生可能エネルギー（水力発電ダムは除く）。
- (e) 農村部の電化。
- (f) 観光。
- (g) 農村部の上水道および衛生。
- (h) 流域案件（管理または復興）。
- (i) 保護地域と生態系の保全。
- (j) 幹線道路・農村部道路の維持・再建。
- (k) 既存工業施設の再建・修復（小規模）。
- (l) エネルギー効率および省エネルギー。

カテゴリーC 案件 / 項目

- (a) 教育。
- (b) 家族計画。
- (c) 健康。
- (d) 栄養。
- (e) 制度開発。
- (f) ほとんどの人的資源開発案件。

環境に関する見直し

OD 4.01「環境アセスメント」(1991年10月発行)と OP 4.01「環境アセスメント」(1999年1月発行)間の相違点

項目	OD 4.01	新 OP/BP/GP 4.01(1999年3月1日施行)
用語	環境アセスメント(EA)とは、カテゴリ-A 案件のために行われた EA 処理または報告書を意味する。 カテゴリ-B のためのそれらは、環境分析と呼ばれる。	EA とは、カテゴリ-A および B 両案件について、それぞれの特定業務に対して特定されている処理である。 この処理に起因する報告書は全て、EA 報告書である。
対象範囲	他の出資者によって共同出資された案件項目は、EA の対象ではない。 影響範囲の定義は、OD 4.00 付則 B「ダム・貯水池に関する案件のための環境政策」の脚注を参照する。	案件項目が IBRD/IDA によって融資されているかどうかに関わらず、関連する貸付/信用協定の付則 2 に記載されている案件は、EA の対象である。 影響範囲の定義は、OP 付則 A 第 5 パラグラフに明記されている。
環境分類審査	A、B、C の 3 分類を規定している。 金融仲介貸付(FILs)/セクター投資貸付(SILs)については、世界銀行は案件の認可以前に確認されている案件の EA を見直す。また、実施機関の EA 見直し能力の審査も行う。	第 4 番目のカテゴリ-FI を金融仲介案件のために追加する。 実施機関または金融仲介者が、全てのサブプロジェクトについて責任を持って適切な EA を実行し、世界銀行は、それらの手順と実行能力についての審査を行う。
代替案分析	付則 B に、案件固有の EA 報告書概要の一部として含まれる。	OP 第 2 パラグラフに次のように明記されている。EA は案件が環境に与え得る影響並びにリスクを評価し、 <u>案件代替案を検討する</u> 。
新項目	記載なし。	融通計画貸付(APLs) および学習と革新のための貸付(LILs)が、脚注に含まれている。
セクター調整貸付(SECAL)	記載なし。	SECAL は、環境アセスメントの対象である。
構造調整貸付(SAL)	記載なし。	EA 対象外。
セクターEA および	定義されていない。	セクターEA および地域的 EA の定義が、付則 A に記載されてい

項目	OD 4.01	新 OP/BP/GP 4.01(1999年3月1日施行)
地域的 EA	セクターEAまたは地域的EAが効果的または有益かもしれない場合、検討する。	る。案件に累積影響または地域的影響が伴う可能性がある場合、セクターEAおよび地域的EAが要求される。
緊急復興案件	完全なEAは通常、必要でない。	OP 8.50「費用事態復興援助」の下で処理される案件に適用する。しかし、例外は認められる。
環境緩和または環境管理計画 (EMP)	付則 C として含まれている。	OP 中で具体的に要求されており、また付則 C にも含まれている。OP は、カテゴリ-A 案件 EA 報告書の一項目として、具体的に EMP を取り上げ、EA 実行に関係する EMP の規定を具体的に引用することにより、EMP の役割を強化、明確化している。
汚染防止・削減ハンドブックの使用	記載なし。	指導書として使用可能。EA は、案件の排出水準や汚染防止・削減へのアプローチとして(ハンドブックが勧告するものに)代わるものを勧告してもよい。例外は稀である。
国際条約の遵守	明確な特定なし。	特定されている。世界銀行は、国際環境条約・協定が定める一国の義務に對立する案件活動には、融資しない。
公開協議	世界銀行は、借入人が被影響団体や地域の NGO の見解を考慮している、と期待している。 カテゴリ-A 案件については、協議は次のタイミングで 2 度催される。 EA カテゴリが決定した直後。 EA 報告書が作成された時点。	全てのカテゴリ-A および B 案件について、借入人は被影響団体・地域の NGO と協議する。 カテゴリ-A 案件については、協議は次のタイミングで 2 度催される。 審査直後で、EA 実施要領の最終決定(対象範囲の設定)がなされる前。 EA 報告書草稿が作成された時点。
独立した EA 専門家および委員会	環境に悪影響を与え得る案件(ダム、移住等)については、借入人は、独立した EA 専門家を雇用すべきである。 リスクの高いカテゴリ-A 案件については、借入人は、国際的に認められている独立した環境専門家によって構成される諮問委員会を設置すべきである。 上記 2 要件の繋がりが、明確でない。	全てのカテゴリ-A 案件について、借入人は、独立した EA 専門家を雇用する。 リスクの高い、または議論を呼ぶ案件については、借入人は、独立した諮問委員会も設置すべきである。

項目	OD 4.01	新 OP/BP/GP 4.01(1999年3月1日施行)
情報の公開と配布	<p>カテゴリーA 案件に対してのみ、義務付けられている。情報は、協議を行った団体にとって有意義かつ入手可能な形式で、借入人によって提供されるべきである。</p> <p>情報の公開は、以下に規定する2段階において行われる。(1)案件の範囲設定段階。(2)EA 報告書(カテゴリーA 案件の)が作成された段階。</p> <p>借入人は、正式な団体が使用可能な公共の場所において、EA 報告書が入手可能となるようにする。</p> <p>世界銀行は、原則として、理事宛ての EA 報告書を公開する許可を得る。</p>	<p>カテゴリーA および B 案件に対して、義務付けられている。借入人は、関連資料を理解可能な形式および言語で提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) カテゴリーA 案件について：<u>審査の前</u>： OD の規定と同様。 EA は、世界銀行 InfoShop において入手可能。 2) IDA の融資を受けるカテゴリーB 案件について：<u>審査の前</u>： カテゴリーA 案件と同様。 3) IBRD の融資を受け、独立した EA 報告書が要求されているカテゴリーB 案件について(EA 報告書提出に対して時間制限は課されていない)： EA 報告書は、借入国内の適切な公共の場所で入手可能。 世界銀行が報告書を受領後は、InfoShop でも入手可能。 4) 保証業務： A または B 報告書は、審査終了以前に提出されなければならない。 IBRD 保証について：A 報告書は、理事会発表の 60 日前までに InfoShop にて入手可能となっていること。B 報告書は、30 日前までに。 IDA 保証について：貸付と同様に扱われる。 <p>EA 報告書公開に関する借入人の許可は、依然要求されている。</p>
環境監査	言及なし。	一種の EA 報告書として含まれている。
環境専門家による現地視察	カテゴリーA 案件には必要。	カテゴリーA 案件には必要。 カテゴリーB 案件にも望ましい(BP の脚注)。

資料4 . JICA における環境影響評価

国際協力事業団（JICA）の環境配慮概要

1. はじめに

国際協力事業団が実施している援助事業の一部として、各種の開発調査（社会開発、鉱工業開発、農業開発など）が発展途上国で実施されている。近年途上国においても、大規模なインフラ整備に関わるマスタープランやフィージビリティの実施に当たっては特に社会環境を含めた環境配慮のあり方が、住民移転問題の解決も含めて人々の関心を集めるようになってきた。

2. ODA 事業における環境配慮の考え方

2.1 環境配慮強化の経緯

近年、環境問題に対して人々の関心が急速に高まる中で、大規模な開発プロジェクトを実施するには環境アセスメントを開発事業の計画段階で行うことの重要性が広く認識されるようになってきた。ODA 事業についても、1985 年には OECD において「開発援助プロジェクトおよびプログラムに係る環境アセスメントに関する理事会勧告」が採択されて以来、世界銀行をはじめとするマルチや主要なパイの援助機関が環境アセスメントのガイドライン作成に努力を払っている。

環境アセスメントは、一般に Environmental Impact Assessment EIA と呼ばれており環境影響について詳細な検討が必要と判断される開発プロジェクトに対して環境影響の調査、予測および評価を行い、環境保全目標の設定や環境影響を回避軽減するための対策の提示を行うためのものである。また、EIA の実施に際しては開発地域の関係住民が参加できるようにすることが重要であり、その主旨からも公開すべきものである。

表 1

年	月	活動
1988	12	分野別(環境)援助研究会報告書により環境配慮の強化が提言される
1989	8	企画部に環境室を設置
1989	9	各事業部に環境担当を配置
1990	2	<u>ダム建設計画に係る環境インパクト調査に関するガイドライン作成</u>
1990	4	環境配慮プロジェクト形成調査新規予算化
1991	5	環境室を環境 WID 室に改組
1992	3	<u>農業開発調査に係る環境配慮ガイドライン作成</u>
1992	7	事前調査用及び本格調査用環境配慮手引書作成
1992	9	<u>社会・経済インフラ整備計画に係る環境配慮ガイドライン作成(港湾、空港、道路、鉄道、河川、砂防、廃棄物処理、下水道、地下水開発、上水道、地域総合開発、観光、運輸交通一般、都市交通の 13 分野)</u>
1993	3	<u>林業開発調査に係る環境配慮ガイドライン作成</u>
1993	4	環境 WID 室を課に昇格し、環境・女性課を設置
1993	4	環境影響評価調査(開発調査)新規予算化
1993	7	鉱工業開発調査に係る環境配慮ガイドライン(執務マニュアル)作成(工業開発、鉱業開発、火力発電の 3 分野)
1994	3	水産開発調査に係る環境配慮ガイドライン作成
1994	3	開発調査環境配慮 Q&A 作成
1994	3	砂漠化対策援助研究実施(報告書作成)
1994	4	無償資金協力(事前、本格調査)に係る環境配慮団員の予算増
1995	3	生物多様性保全援助研究実施(報告書作成)
1996	1	JICA 環境協力拡充基礎調査実施(報告書作成)

注)20 分野について環境配慮ガイドラインが作成済みである。(アンダーライン部分)

2-2 基本的考え方

1988年に報告された国際協力事業団の「分野別（環境）援助研究会 報告書」においては、環境配慮とは「開発プロジェクトにより著しい環境インパクトが生じるか否かを調査し、その結果を評価し、必要に応じ、環境インパクトを回避または軽減するような対策を講じることである。」と定義している。この定義の前提となっているのは、開発援助は一時的な対応で終わらせてしまうものではなく、持続可能なものでなくてはならないという認識である。すなわち、環境配慮は開発の持続可能性を確保するために必須の要件と考えられる。したがって開発途上国において我国が協力する開発プロジェクトの実施にあたっては、バランスのとれた開発がすすめられるよう、長期的視野を持って開発計画のできるだけ早い段階から十分な環境配慮の検討が行われなければならない。

環境配慮が十分になされず、たとえば開発プロジェクトを実施する際に、周辺の自然資源の管理に注意を払わなかった場合には、開発そのものの基盤が損なわれ、開発が持続できなくなるというケースが起こり得る。また、そのために住民の生活、生存の基盤が不当に脅かされるという事態を招く恐れも考えられる。したがって、開発プロジェクトと周辺の自然資源、住民生活・生存基盤とのバランスを考え、開発が持続可能となるように配慮することが必要である。

3. 望ましい環境配慮のあり方

これまで、開発途上国での大規模開発事業の中で計画段階の環境アセスメントを社会環境にも焦点を当てて実施してきた事例はまだ少ない。事例を分析することによって得られた結論は、計画のできるだけ早い段階で、従来から不備が指摘されてきた社会環境に特に焦点を当てた環境影響評価が実施されることこそがプロジェクトの正否を分けることになるということである。プロジェクトの予定地域に住む人々に対して、実施主体が粘り強く、その計画の概要を示しつつ必要性、妥当性ならびに環境影響の緩和策を説明するプロセスが不可欠となっている。

自然環境分野の調査・予測・評価を実施することはもちろん重要であるが、今後は社会環境分野の取組みを充実させるための仕組みを堅固にすることが大切であり、JICAの開発調査事業においても、社会環境配慮団員の参加を促進しつつ社会環境配慮に関する研修をさらに強化する必要がある。

表： 社会・経済インフラ整備計画 13 セクターの総合マトリックス【道路】

調査の種類	環境項目 セクター	社会環境									自然環境							公害					
		1 住民移転	2 経済活動	3 交通・生活施設	4 地域分断	5 遺跡・文化財	6 水利権・入会権	7 保健衛生	8 廃棄物	9 災害 (リスク)	10 地形・地質	11 土壌浸食	12 地下水	13 湖沼 河川流況	14 海外・海域	15 動植物	16 気象	17 景観	18 大気汚染	19 水質汚濁	20 土壌汚染	21 騒音・振動	22 地盤沈下
個別開発	1 港湾																						
	2 空港																						
	3 道路																						
	4 鉄道																						
	5 河川・砂防																						
	6 廃棄物処理																						
	7 下水道																						
	8 地下水開発																						
	9 上水道																						
総合開発	10 地域総合開発																						
	11 観光																						
	12 運輸																						
	13 都市交通																						

注) : 影響の大きさと対策の可否によっては、事業の存立に係ると思われる環境項目であり、特に注意を払う必要がある。

: 事業の規模と経過口の状況によっては、影響が大きくなりうる環境項目である。

無印：影響が小さいため、通常詳細な調査・検討を必要とされない環境項目である。

ただし、総合開発調査については、その多くはマスタープラン調査の段階であり、詳細の影響については不明であるため、全て とした。